# 令和5年度 第1回

府中市都市計画審議会議事録

令和5年5月19日開催

# 府中市都市計画審議会議事日程

令和5年5月19日(金)午後3時府中駅北第2庁舎会議室

日程第1 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更について

日程第2 第2号議案 府中都市計画ごみ処理場の変更について

日程第3 第3号議案 府中都市計画特別用途地区の変更について

日程第4 第4号議案 府中都市計画高度地区の変更について

日程第5 報告 (1) 府中都市計画道路の進ちょく状況について

(2) 府中都市計画公園・緑地の進ちょく状況について

日程第6 その他

【計画課長】 それでは、定刻でございますので、ただ今から府中市都市 計画審議会を開会していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の松村よりご挨拶申しあげます。

【都市整備部長】 委員の皆さま、こんにちは。都市整備部長の松村でございます。本日はお忙しい中、またお足元の悪い中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の案件は、審議事項が4件、報告事項が2件でございます。どうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【計画課長】 ご審議いただく前に2点報告がございます。1点目は、第3号議案「府中都市計画特別用途地区の変更」の計画図について誤りがございましたので、審議会開始前に差し替えさせていただきました。ご迷惑をおかけしまして、大変申し訳ございませんでした。

2点目は、委員の変更についてですが、○○委員、○○委員、○○委員 の3名は選出母体である府中市議会議員を離職いたしましたので、府中市 都市計画審議会委員から退任されております。

続きまして、東京消防庁の人事異動に伴いまして、〇〇委員に代わり、 〇〇委員を令和5年4月27日付で委嘱いたしました。

以上となります。

それでは○○会長、よろしくお願いいたします。

【議長】 それでは、まず会議に入る前に今、ご紹介いただきました新たに委員となられた○○委員より、ご挨拶いただきたいと存じます。○○委員、よろしくお願いします。

【○○委員】皆さん、こんにちは。4月1日付で荒川消防署長から府中消防署長に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

【議長】 ○○委員、ありがとうございました。それでは、都市計画審議会会議に入りたいと存じます。会議を開催するに当たりまして、事務局から本日の委員の出欠状況についてご報告をお願いいたします。

【都市計画担当主査】 はい、議長。それでは、本日の委員の皆様方の出 欠の状況をご報告します。〇〇委員と〇〇委員が欠席とのご連絡をいただ いております。また、〇〇委員がご都合により欠席のため、本日は代理と して交通課長の〇〇様にご出席いただいております。

【議長】会議開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、 本日の会議は有効に成立しております。

次に、本日の会議の議事録の署名人について決めたいと思います。府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に「議事録には議長および議長が指名する委員が署名するものとする」と規定されておりますので、私の方で指名させていただきます。

それでは、本日の議事録への署名につきましては、議席番号2番、○○ 委員と議席番号3番、○○委員にお願いしたいと存じますので、よろしく お願いいたします。

続きまして、本日の傍聴希望者の状況を事務局から報告お願いします。 【都市計画担当主査】 はい、議長。本日は傍聴希望者が2名いらっしゃ います。

【議長】 はい。傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

#### (「異議なし」の声あり)

異議なしとのことですので、それでは、傍聴者の入室がありますのでしばらくお待ちください。

それでは、事前にお配りしております資料の議事日程に従いまして、議 案をご審議いただきたいと思います。まず議事日程に従いまして、日程第 1、第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたしたいと思います。議案の説明をお願いいたします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。それでは、ただ今議題となりました 第1号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更につきましてご説明いたし ます。

本件は生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区を 廃止するものでございます。なお、本件は府中市が決定する都市計画でご ざいます。

それでは、第1号議案、資料の1ページをお開き願います。第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は約91.6 9ヘクタールでございます。続いて、第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となりますのが9件、削除する面積は約9,9 50平方メートルでございます。

2ページをお開きください。こちらは新旧対照表と変更概要でございます。下段の「変更概要」でございますが、変更事項の欄、1の「位置の変更」につきましては新旧対照表どおりでございます。2の「区域の変更」につきましては、この後、計画図でご説明いたします。

3の「面積の変更」につきましては、地区数は434件から428件で6件の減、府中市全体の生産緑地地区の面積は約92.68ヘクタールから約91.69ヘクタールとなり、約0.99ヘクタールの減となります。続きまして、変更となる個々の地区について、A3判の計画図にてご説明いたします。初めに、計画図の3ページ、右下の凡例をご覧ください。計画図の表示は緑の縦じまの部分が生産緑地地区として既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。それでは3ページ図面下側をご覧ください。地区番号353、地区名、

西原町地区、富士見公園の南西側に位置し、令和4年7月26日に主たる

従事者の死亡により買い取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約 500平方メートルを削除するものです。

次に図面上側をご覧ください。地区番号358、地区名、西原町地区、西原町公園の北西側に位置し、令和4年7月26日に主たる従事者の死亡により買い取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約1,570平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の4ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号416、地区名、四谷地区、市立四谷小学校の北側に位置し、令和4年8月23日に主たる従事者の死亡により買い取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約1,940平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の5ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号408、地区名、四谷地区、四谷文化センターの北東側に位置し、令和4年9月28日に主たる従事者の死亡により買い取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約540平方メートルを削除するものです。

次に、図面右側をご覧ください。

地区番号414、地区名、四谷地区、府中ひばり幼稚園の北東側に位置し、令和4年8月23日に主たる従事者の死亡により買い取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約1,210平方メートルを削除するものです。

次に、図面左側をご覧ください。地区番号441、地区名、四谷地区、四谷体育館の北東側に位置し、令和4年9月28日に主たる従事者の死亡により買い取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約800平方メートルを削除するものです。

次に、図面上側をご覧ください。地区番号461、地区名、日新町地区、

日新町公園の西側に位置し、令和4年10月3日に主たる従事者の死亡により買い取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約1,870平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の6ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号533、地区名、日新町地区、都立府中西高等学校の東側に位置し、令和4年6月23日に主たる従事者の死亡により買い取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約980平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の7ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号492、地区名、本宿町地区、本宿町公園の南西側に位置し、令和4年8月23日に主たる従事者の死亡により買い取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約540平方メートルを削除するものです。以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。

なお、生産緑地地区の削除に当たりましては、農業委員会より令和5年3月20日付で了承の回答をいただいております。また、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、令和5年2月17日付で意見のない旨の協議結果通知を受けております。

その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年3月22日から4月5日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。今後につきましては、本審議会の審議を経た後に都市計画変更の告示を行う予定でございます。

以上が府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。

なお、第1号議案の透明なクリアファイルの中にございます図面は、都 市計画変更に必要な図書「府中都市計画生産緑地地区総括図」でございま して、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。説明 は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 はい、議案の説明が終わりました。それでは、これより審議に入りたいと存じます。議案につきまして、まずご質問やご意見をいただきまして、最後に採決という順序で進めてまいりたいと思いますのでよろしくご協力をお願いします。

それではまずご意見、ご質問お願いします。〇〇委員、お願いします。 【〇〇委員】 ご説明ありがとうございました。今回提案された議案の中で、計画図の3ページ、地区番号353番のところですが、私、西原町に住んでいるものですから、よく毎日見てるんですけれども、東側道路に接した部分が今回削除の区域ということで、今残っている部分の出入り口は、確保されてるのか疑問に思ったので確認したいです。

よろしくお願いします。

【議長】 事務局、いかがでしょうか。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。ただ今のご質問で、この地区番号353の出入り口が確保されているかでございますが、現状についてはこちらでも耕作が継続できているかどうかの確認を随時するような形になっておりますが、特に作業に支障があるため、こちらで確認してほしいですとか、所有者の方からのそういったお話というのは伺っておりません。以上でございます。

【議長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 はい、分かりました。そういうことであれば理解します。 ちょうど今回削除されてる部分が道路に面しているところで、そういった ところから小さいですが、出入り口あったような気はしてたんで、そこが 気になってたんですけど、南西側のところにある入り口が確かにあったの で、そこから出入りしていることを、今思い出しました。これから継続し てやられる部分について懸念があったので、質問させていただきました。 今回の議案については、私は了承をいたします。

【議長】 ありがとうございました。他にご意見、ご質問ございませんで しょうか。それでは○○委員、お願いします。

【○○委員】 ○○です。先ほどのご説明の中で、農地の維持が困難で廃止になりましたという説明がありましたが、その維持困難とはどのような理由なのか、お聞かせください。

それから買い取り申し出をまずするということだと思うんですが、その 0.99ヘクタールのうちのどれぐらいが買い取りの申し出をされたか、 それをもう一回お聞きしておきたいのと、買い取り申し出がされた時に、 市として買い取りをするところはどれぐらいあるのか、買い取りしないと ころについてはその後どうなっているのか、状況をお聞かせください。

【議長】 はい。では事務局お願いします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。それでは、2点のご質問にお答えいたします。まず農地の維持が困難となる事由でございますが、今回の件につきましては全て従事者の死亡によるもので、実際に農業に従事されている方がお亡くなりになって、相続された方が農業の継続が困難という形での買い取り申し出と、全ての箇所についてそのようになっております。

次に、2点目の買い取り申し出の状況等でございますが、今回の9件の 削除につきましては、全て買い取りの申し出が出されまして、そちらにつ いて庁内での照会を経まして、市では全て買い取らないという形で確認を いたしております。

その後、近隣農家へのあっせん等も経まして、今回全て削除という形で の議案でご提出させていただいているという状況でございます。以上でご ざいます。

【議長】 いかがでしょう。○○委員、よろしいですか。

【○○委員】 そうすると、原則的には買い取ることになっていると思う んですが、買い取らない場合はどういう理由で買い取らなかったのかとい うことと、買い取らなかった場合の後はどうなっているかお聞きしたいと 思います。

それから基本的な考え方をお聞きしたいんですが、都市整備部としては こういう維持困難という状況もあるんですが、農地が減っていかないよう に何か対策があればお聞きしたいと思います。

【議長】 はい、事務局、いかがでしょうか。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。まず市で買い取らないということを決定した状況でございますが、まず買い取りの申し出がなされた後、市役所の各課に行政需要などがあるかどうか照会をかけて、買い取りをする必要があるのか確認をしたうえで、市としてそういった需要等がない場合は、買い取らないという判断をさせていただきまして、所有者の方に買い取らない旨の通知をさせていただく手続きを取っております。

その後は農業委員会に提案いたしまして、近隣の農家等へあっせん依頼をします。使うことがない場合は3カ月で生産緑地としての制限を解除している状況で、それを踏まえて今回、生産緑地地区の削除という形で案を提出させていただいたところでございます。

次に、農地の基本的な考え方でございますが、府中市でも緑の基本計画ですとか、農業振興計画において、農地の保全等の方針は出しているところではございますが、所有者の方のご意向などもありますので、現状を完全に維持することまではなかなか難しいところでございます。しかしながら、農業施策の担当部局と調整しながら、各計画で農地保全のために、各施策を推進しているところでございます。

以上でございます。

【計画課長】 はい、議長。補足をさせていただきたいと思います。まず

生産緑地につきましては、買取り申出がされた場合は委員がおっしゃるとおり、原則買い取りということになっております。しかしながら、実際に全ての生産緑地を府中市が買うというのはなかなか難しい状況でございまして、国においても実際に市の財政状況において、そこを買うことが難しいという状況であれば、それを買わないという理由になるということを伺っておりまして、市にとって先ほど説明したとおりに各課にも確認したうえで、どうしても今、必要な施設、必要なものが土地としてないということであれば、現段階においては財政状況を理由に買わないという判断をさせていただいているということでございます。

2つ目に農地を保全する対策として、府中市におきましては、過去に生産緑地に一度指定したところについて、こうした形で削除したものについては改めてその後、農家の方がやはりここを、生産緑地として維持ができるというお話になった時には、再度追加指定ができない形になっていたんですが、追加指定できるように変えさせていただきました。また、過去に生産緑地は1地区あたり500平方メートル以上ないといけませんでしたが、300平方メートル以上あれば指定ができるように緩和するなど、少しでも生産緑地を残すような施策を取っているところでございます。

以上でございます。

【○○委員】 ありがとうございました。

【議長】 ○○委員、どうぞ。

【○○委員】 農業委員の○○でございます。今、○○委員の質問に対して補足させていただきます。やはり大きな問題は相続なんです。親が亡くなり、それを相続分配する際に、本当は手放したくないんだけれども、相続税を支払うためにやむを得ず生産緑地も売らざるを得ない。そこで先ほどご説明がありましたように3カ月の買い取り申請の猶予を持って、今度市街化農地になります。そうすると大体の人が市街化農地でもやっていけ

ない、固定資産税が上がりますので、市街化農地でやっていけないので住 宅だとか他の事業だとかに売らざるを得ないというのが現状であります。

今、また追加の説明がありましたけれども、生産緑地の申請は毎年5月末に今まで例えば市街化農地でやっていたところですけれども、500平方メートル以上から300平方メートル以上に引き下がりましたので、300平方メートルであっても生産緑地に申請をすることができるということで、毎年数件の生産緑地の申請が最近も出てきております。

そういうことで、できるだけ緑の保全、農地を残そうという方針で農業委員会もいろいろ手を尽くしておりますけれども、やはり一番のネックは相続ということで、相続税のためにやむを得ず解除しているというところであります。

以上です。

【議長】 他にいかがでしょうか。よろしいですか。非常に今、今日の議論、大事な生産緑地という土地利用の話でありながら緑の話でもあり、農家の方々の営農継続の話でもありという、とても複合的な要素を絡んだ都市計画になっております。ですから、そこら辺の議論ができたというのが大事な話だろうと思います。

ということで、他にご意見、ご質問がなければ、第1号議案について採決したいと思います。第1号議案、「府中都市計画生産緑地地区の変更」については、議案のとおり決することで異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。異議がないということですので、本案につきま しては議案のとおり決することといたします。

続きまして、第2号議案から第4号議案までですが、関連する案件でございますので事務局のほうから3件を一括して説明を受けまして、ご質問、ご意見をいただきます。採決はそれぞれに行うということにしたいと思い

ます。いかがでしょうか。

### (「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、議事日程に従いまして日程第2、第2号議案、「府中都市計画ごみ処理場の変更」、日程第3、第3号議案、「府中都市計画特別用途地区の変更」、日程第4、第4号議案、「府中都市計画高度地区の変更」の3件の議案について、事務局から説明をお願いします。 【リサイクルプラザ整備担当副参事】 はい、議長。それでは、府中都市計画ごみ処理場の変更、府中都市計画特別用途地区の変更、および府中都市計画高度地区の変更につきまして、まとめてご説明いたします。

本件につきましては、稼働から25年以上が経過しております府中市リサイクルプラザについて、施設の老朽化や廃棄物の効率的な処理などの課題が生じていることから、新たな施設の整備に向けて府中市リサイクルプラザ整備基本計画を策定し、検討を進めているところです。

このことに伴い、都市計画として決定しているごみ処理場、特別用途地区および高度地区について、拡張後の敷地に合わせる地域および面積の変更を行うものでございます。詳細につきましては、資源循環推進課施設係長からご説明いたします。

【資源循環推進課施設係長】 はい、議長。まず、これまでの都市計画変更手続きの経過をご説明させていただきます。昨年10月27日の都市計画審議会において変更の原案をご承認いただいた後、12月1日と12月3日の2日間で都市計画変更に係る住民説明会を開催いたしました。

説明会では変更案の内容に関する質問や意見はございませんでした。その後、東京都との協議を経て、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、令和5年3月22日から同年4月5日までの期間、各変更案を公告し、公衆の縦覧に供するとともに意見書の提出を求めましたが、原案に対する意見等はございませんでした。

これまでの経過については以上でございます。

それでは、内容につきましてご説明いたします。第2号議案「府中都市計画ごみ処理場の変更について」でございます。1ページにつきましては計画書でございまして、変更の概要や理由を記載しております。

詳細につきましては計画図でご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。

こちらは「府中都市計画ごみ処理場第1号府中市粗大・不燃ごみ処理場」の計画図でございます。左下の凡例をご覧ください。①の網かけでお示しした区域を追加区域、②の斜線でお示しした区域を削除区域としております。

まず、区域の変更でございますが、施設北側の追加区域の①につきましては未利用の市有地で、本処理場の拡張用地として活用するため区域に追加するものです。施設南側の追加区域の①につきましては、これまで現況の道路端までを都市計画ごみ処理場の区域としていましたが、歩道状空地を含めた道路境界まで広げるものでございます。

また、斜線でお示しした2カ所の削除区域の②につきましては、いずれも道路法に基づく道路区域として決定しており、15年以上にわたり公道として利用されていることから削除するものでございます。①の追加区域が約0.2ヘクタール、②の削除区域が約0.1ヘクタールとなり、全体の面積としては1ページにお戻りいただきまして下の表に記載のあるとおり、約2.0ヘクタールから約2.1ヘクタールに変更するものでございます。

なお、施設の建て替えに伴い、施設の処理能力も1日50トンから1日60トンに変更いたします。計画図の後ろには総括図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、第3号議案「府中都市計画特別用途地区の変更について」でござ

います。1ページ、2ページにつきましては計画書でございまして、変更の概要や事由を記載しております。詳細につきましては計画図でご説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

こちらは、「府中都市計画特別用途地区 都市型産業専用地区」の計画 図でございます。本処理場の区域につきましては、全て「府中市都市型産 業専用地区内における建築物の建築の制限に関する条例」で建築物の建築 を制限する都市型産業専用地区となりますので、ごみ処理場の変更に合わ せて①の区域を追加し、認定道路の②の区域を削除するものでございます。

①の追加区域が約 0.1 ヘクタール、②の削除区域が約 4 1 0 平方メートルとなり、全体の面積としては 1 ページにお戻りいただきまして表の面積に記載のとおり、約 1 4 6.2 ヘクタールから約 1 4 6.3 ヘクタールに変更するものでございます。計画図の後ろには総括図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、第4号議案「府中都市計画高度地区の変更について」でございます。1ページ、2ページ、3ページにつきましては計画書でございまして、変更の概要や事由を記載しております。詳細につきましては計画図でご説明いたしますので、4ページをお願いいたします。

こちらは、「府中都市計画高度地区」の計画図でございます。①の区域につきましては、都市型産業専用地区となることから25メートル第2種高度地区から第2種高度地区に変更し、②の区域につきましては逆に都市型産業専用地区から外れることになりますので、第2種高度地区から25メートル第2種高度地区に変更するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、表の2段目に記載のとおり、第2種高度地区が約885.0~クタールから約885.2~クタールに変更となり、表の4段目に記載のとおり、25メートル第2種高度地区が約158.6~クタールから約158.4~クタールに変更となるものでござい

ます。計画図の後ろには総括図を添付しておりますので、後ほどご覧いた だければと思います。

最後に、今後の予定でございますが、本審議会でご承認いただいた後、 5月中に都市計画の決定・告示を行う予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよ う、お願いいたします。

【議長】 はい、ありがとうございました。議案の説明が終わりました。 それでは、これより審議に入りたいと思います。第2、第3、第4号議案 につきまして、ご質問やご意見をいただきまして、最後にそれぞれ採決と いう順序で進めてまいりたいと思います。それでは、ご質問やご意見はご ざいますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問がないようでございますので、それでは採決に移りたい と思います。まず、第2号議案について採決したいと思います。

第2号議案「府中都市計画ごみ処理場の変更」について、議案のとおり 決することで異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。異議がないようですので、本案につきましては 議案のとおり決することといたします。

続きまして、第3号議案について採決したいと思います。

第3号議案「府中都市計画特別用途地区の変更」については、議案のとおり決することで異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。異議がないようですので、本案につきましては 議案のとおり決することといたします。

続きまして、第4号議案、採決したいと思います。

第4号議案「府中都市計画高度地区の変更」については、議案のとおり

決することで異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。こちらも異議がないようですので、本案につきまして議案のとおり決することといたします。以上で第2号から第4号の審議が終了いたしました。

続きまして日程第 5 、報告事項の 1 、「府中都市計画道路の進ちょく状況」につきまして、事務局から報告をお願いします。

【道路課副主幹】 議長。それでは報告1、「府中都市計画道路の進ちょく状況」につきまして、ご報告いたします。恐れ入りますが、資料1ページをご覧ください。1の施行主体別進ちょく状況でございますが、国、東京都、府中市全体で37路線、延長が71,590メートルが都市計画決定されております。完成率につきまして、国施行は国道20号の1路線、完成延長は6,730メートルで完成率100パーセント、東京都施行は11路線、完成延長は25,640メートルで完成率73.8パーセント、府中市施行は25路線、完成延長は26,713メートルで完成率88.6パーセントでございます。

以上、国、東京都、府中市を合わせた37路線の全体完成延長は59, 083メートルで完成率82.5パーセントでございます。

続きまして、2の路線別進ちょく状況でございますが、恐れ入ります、 資料3ページA3判資料の府中都市計画道路進ちょく現況図におきまし てご説明させていただきます。

最初に東京都施行の主な進ちょく状況でございますが、図面左側、赤色でお示ししております府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号、東京八王子線、新府中街道との交差点から国立市境の西府町 4 丁目までの区間、延長 1,0 3 0 メートルにつきまして平成 2 3 年 7 月に都市計画事業認可を受け、事業に着手しております。

また、平成31年2月に令和7年度まで事業期間を変更し、現在、用地取得とともに整備工事が進められており、用地取得率は国立都市計画道路分を含め、令和5年3月末現在、約98パーセントとなっており、今年度は街路築造工事および電線共同溝工事を実施する予定と伺っております。

次に、当該路線の北側の同じく赤色でお示ししております、府中都市計画道路3・4・5号新奥多摩街道線、延長240メートルにつきまして、 平成25年7月に都市計画事業認可を受け、事業に着手しております。

平成31年2月に令和7年度まで事業期間を変更し、現在、用地取得とともに整備が進められており、用地取得率は国立都市計画道路分を含め、令和5年3月末現在、約90パーセントとなっており、今年度は電線共同溝工事を実施する予定と伺っております。

次に、図面中央、上側、赤色部分の府中都市計画道路3・4・21号、 府中国分寺線についてでございますが、平成31年3月に令和9年度まで の事業期間といたしまして都市計画事業認可を受け、事業に着手しており ます。

続きまして、府中市施行の主な進ちょく状況でございますが、図面右側、赤色の府中都市計画道路 3・4・16号、府中東小金井線、都道人見街道から北へ市道 1-131号までの一期区間、延長744メートルにつきまして、平成22年4月の計画事業認可後、平成28年3月に平成31年度までの事業期間の変更認可を受けましたが、引き続き令和2年3月に令和7年度までの事業期間の変更認可を受けております。現在、用地取得を進めており、用地取得率は令和5年3月末現在、約98パーセントとなっており、今後、用地取得の進ちょく状況を踏まえ、街路築造工事および電線共同溝工事を実施してまいります。

続きまして、同じく府中都市計画道路3・4・16号、府中東小金井線、 市道1-131号から北へ東八道路までの二期区間、延長411メートル につきまして、平成28年4月に都市計画事業認可を受け、令和5年度までの事業期間として事業を進めてまいりましたが、令和5年3月に令和10年度までの事業期間の変更認可を受けております。

現在、用地取得を進めており、用地取得率は令和5年3月末現在、約9 1パーセントとなっており、今後、用地取得の進ちょく状況を踏まえ、街路築造工事および電線共同溝工事を実施してまいります。

続きまして、3・4・16号の東側、かつ多磨駅の西側に位置する赤色の府中都市計画道路3・4・11号多磨墓地前線といたしまして、西武多摩川線多磨駅の西側交通広場、約1,800平方メートルを含む、あんず通りまでの区間、延長140メートルについてでございますが、平成28年4月に都市計画事業認可を受け、令和5年度までの事業期間として事業を進めてまいりましたが、令和5年3月に令和11年度までの事業期間の変更認可を受けております。

なお、用地取得率は令和5年3月末現在、約80パーセントとなっており、引き続き用地取得を進めてまいります。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

【議長】 はい、ありがとうございました。ただ今の報告について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。どうぞ、○○委員。

【〇〇委員】 東京都施行の3・4・3号と3・4・12号の状況を教えてください。

【計画課長補佐】 はい、議長。今の〇〇委員の2点のご質問にお答えいたします。東京都施行の都市計画道路、府中3・4・3号線につきましては、昨年度、令和5年2月に一部区間において事業概要および測量説明会を実施し、事業認可に向けて取り組んでいると東京都から伺っております。

また、府中3・4・12号線につきましては、東京都23区及び多摩地区の26市2町で策定をいたしました第四次事業化計画におきまして、優

先整備路線として定められていることから、計画期間の令和7年度までの 事業着手に向けて取り組んでいると東京都から伺っております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【○○委員】 優先というのは前に聞いたんですが、何か進ちょくがこの 1年間でありましたか。

【計画課長補佐】 はい、議長。進ちょく状況でございますが、3・4・3号線につきましては先ほど答弁させていただきましたとおり、一部区間において説明会を実施しております。3・4・12号線においては、東京都において一部概略設計等していると伺っているところではございますが、それ以降の進ちょくは伺っておりません。

以上でございます。

【議長】 ○○委員、お願いします。

【〇〇委員】 〇〇です。3・4・3号線につきましては、うちの事業所が関わっているところなので補足をすると、もう測量は始まっております。 先日、説明会がございまして、5月から測量が始まっておりまして、今後 どうなっていくか不安なところがあるんですけど、一応そのような形になっております。

【議長】 ありがとうございます。他にご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

他にございませんようですので、次の報告事項、本件につきましては報告了承とさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは本件については報告了承ということに いたします。

続きまして日程第5、報告事項の2、「府中都市計画公園・緑地の進ち

よく状況」について、事務局から報告をお願いいたします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。それでは、府中都市計画公園・緑地の進ちょく状況につきましてご報告いたします。報告事項の2の次のページの資料をご覧ください。表の数字でございますが、令和5年4月1日現在のものでございます。表の一番下の合計欄でご説明させていただきますが、都市計画決定している公園・緑地につきましては合計90カ所、面積は291.56ヘクタールでございます。令和4年と比べまして増減はございません。

次に、都市計画決定している公園・緑地のうち、全部または一部で供用を開始している公園・緑地は87カ所、面積は151.66ヘクタールでございます。令和4年と比べ、増減はございません。

また、供用を開始していない未供用部分の面積は139.90ヘクタールで、全部が未供用となっている公園・緑地は3カ所でございます。令和4年と比べて増減はございません。なお、供用率は全体で52.02パーセントでございまして、こちらも令和4年と比べて増減はございません。

次に、市民1人当たりの公園・緑地の供用面積でございますが、供用面積は5.84平方メートルでございます。令和4年と比べて0.01平方メートルの増加となりますが、これは人口の若干の減少によるものでございます。

以上で表の説明を終わらせていただきます。今後とも公園・緑地の適切な維持管理と整備に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

【議長】 はい、ありがとうございました。ただ今の報告について、ご意 見、ご質問ございますでしょうか。

ご意見、ご質問ないようでございますが、本件について報告了承とさせていただきたいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

## (「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。異議がないようですので、本件について は報告了承とさせていただきます。

続きまして日程第6、「その他」について、事務局側から何かございますでしょうか。

【都市計画担当主査】 はい、議長。事務局からは特に報告はございません。

以上となります。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは本日の日程は以上でございます。委員の皆さま方には大変ご多用のところをご出席いただきまして、また慎重なご審議を賜りましてありがとうございました。また、本審議会がこの委員でこのメンバーで行う最後の審議会となります。皆さまのおかげをもちまして審議会を円滑に進行することができました。ここに改めてお礼を申しあげます。

以上をもちまして、本日の府中市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここ に署名する。

議 長 〇 〇 〇

委員〇〇〇

委員〇〇〇